

広島県告示第八百七十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第六条第一項の規定によって、広島県立県民の森の管理を行う指定管理者の指定を、令和二年七月三十一日をもって、次のとおり取り消した。

令和二年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定の取消しを受けた者		取消年月日	取消しの理由
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
株式会社比婆の森 代表取締役 伊折 直人	庄原市西城町油木一 五六番地の一四	令和二年七月三十一日	管理を継続することが 適当でないことを認め られたため。